

平成30年個人確定申告の状況

単位：千円

区分	限度額	歯科個人			医科個人			医療法人理事長		
		件数	該当率 %	平均額	件数	該当率 %	平均額	件数	該当率 %	平均額
合計所得	-	134	100	10,176	10	100	21,147	105	100	21,919
所得控除	-	134	100	2,633	10	100	3,003	105	100	2,870
申告所得	-	134	100	8,551	10	100	18,167	105	100	18,963
住宅控除	500	30	22	311	1	10	400	16	15	317
小規模共済	840	93	69	759	8	80	720	-	-	-
確定拠出年金	800	16	11	541	2	20	645	20	19	269
年金基金	800	30	22	883	2	20	762	-	-	-
生命保険	120	114	85	80	8	80	73	86	81	83
地震保険	50	63	47	25	6	60	33	46	43	36
ふるさと納税	-	67	50	350	5	50	1,116	67	63	638
窓口差額(不足)	-	82	61	276	5	50	367	-	-	-
概算経費	-	33	24	4,911	1	10	8,463	-	-	-

1. 個人節税の三種の神器（小規模共済・年金基金・確定拠出年金）

- (1) 小規模共済・年金基金・確定拠出年金は支払額が全額所得控除！
- (2) 60歳で確定拠出年金、65歳で年金基金、70歳で小規模共済を実質非課税での受取を！
- (3) 個人節税三種の神器で3000万円の退職金！

2. 個人所得控除項目の一工夫

- (1) 年金保険加入は遅くとも50歳まで最低年間10万円保険料で！
- (2) 自宅の地震保険はとりあえず加入！
- (3) ふるさと納税はほどほどに、他の所得控除への転換！一時所得課税にも注意
- (4) 所得控除対策の出口戦略（受取、解約時の課税）に留意！

3. 概算経費適用の場合の注意

- (1) 保険経費と自費経費をしっかりと区分すると有利！
- (2) 窓口負担金不足となる窓口免除は極力さける！
- (3) 開業費償却のタイミングは慎重に！

歯科会計

治療料金表を作ろう！（２）

1. 治療料金作成のポイント

- （１）治療料金提示の対象者（新患者か再診者）と時期（HP 閲覧時か待合室か診療室）を意識する
- （２）患者さん目線の形式とし、診療内容はわかりやすく、シンプルに
- （３）消費税の税込み、税抜きは明確に

2. 治療料金の作成のステップ

- （１）自医院の治療料金水準を確認する（下記の治療料金表をご参照下さい）
- （２）保険診療と保険外診療を意識して治療内容・治療回数・治療費・保証期間をまとめる
- （３）治療料金表としてまとめる

区分	治療内容	HP 掲載料金表の平均	貴医院（税込み・税抜き）
つめ物・かぶせ物	ハイブリット詰め物	33,745	
	セラミック詰め物	52,508	
	ハイブリットかぶせ物	62,959	
	セラミックかぶせ物	96,167	
	メタルボンド	105,606	
	ジルコニアかぶせ物	132,926	
	ラミネートベニア	120,181	
入れ歯	コバルト床	302,847	
	珪素床	430,029	
	ダブルデンチャー	162,766	
レントゲン	検査料（CT 撮影含む）	20,775	
	1 次検	201,016	
	2 次検	147,175	
	合計	368,966	
矯正	診断・検査料	33,240	
	調整管理料	4,417	
	成人矯正	687,500	
	マウスピース矯正	504,480	
	小児矯正	486,167	
歯内療法	前歯	50,750	
	小臼歯	65,429	
	大臼歯	87,143	
ホワイトニング	オフィス	28,270	
	ホーム	27,365	
その他	自費 PMTC	8,123	

ドクター会計

ふるさと納税返礼品の課税にご注意！

おかげさまで平成 30 年確定申告も無事終了しました。ふるさと納税については、昨年も多くの方が制度のご利用をされており、すっかり定着した感があります。一方で豪華な返礼品による加熱競争が問題となっており、3月27日には、返礼品を寄付額の3割以下の地場産品とし、基準を守らない自治体は6月以降制度の対象から外す、改正地方税法が成立しました。これにより6月以降は、家電製品や商品券など地域と関連の薄い返礼品は制限されることとなります。

◎返礼品に対する課税

さて、ふるさと納税によって受け取る返礼品ですが、税務上は一時所得に区分され課税対象となっています。これはふるさと納税による所得税・住民税の減額とは全く別の話で、もらったお礼品に対して税金がかかる場合があるということです。

◎一時所得の計算式

一時所得は下記の計算によって算出されます。

$$\text{一時所得} = (\text{総収入金額} - \text{収入を得るために支出した金額} - 50 \text{万円}) \times 2 \text{分の1}$$

ここで総収入に当たるのは受け取った返礼品になりますが、その金額は個別に算出することは困難です。ただし、返礼品は寄付額の3割までとする総務省のガイドラインから、この3割によって計算すれば問題ないといえます。

◎一時所得 50万円以下の方は課税されません

上記の計算式を見ていただくと、50万円の控除があることが分かります。

例えば、年間140万円寄付した場合、 $140 \text{万円} \times 30\% = 42 \text{万円} < 50 \text{万円}$ となり、課税されることはありません。したがって実際には167万円以上の多額の寄付をする方が課税の対象となり、それ以外の多くの方は課税対象とはなることはありません。

◎他に一時所得がある場合に注意

寄付額の30%が50万円以下の方でも、課税対象となる場合があります。それは他に一時所得がある場合です。50万円の控除はすべての一時所得に対してですので、他に50万円以上の一時所得がある場合には、返礼品のすべてが課税対象となることとなります。

一時所得には以下のようなものがありますが、特に③の生命保険の満期金はよくあるケースですので、発生した年には注意が必要です。

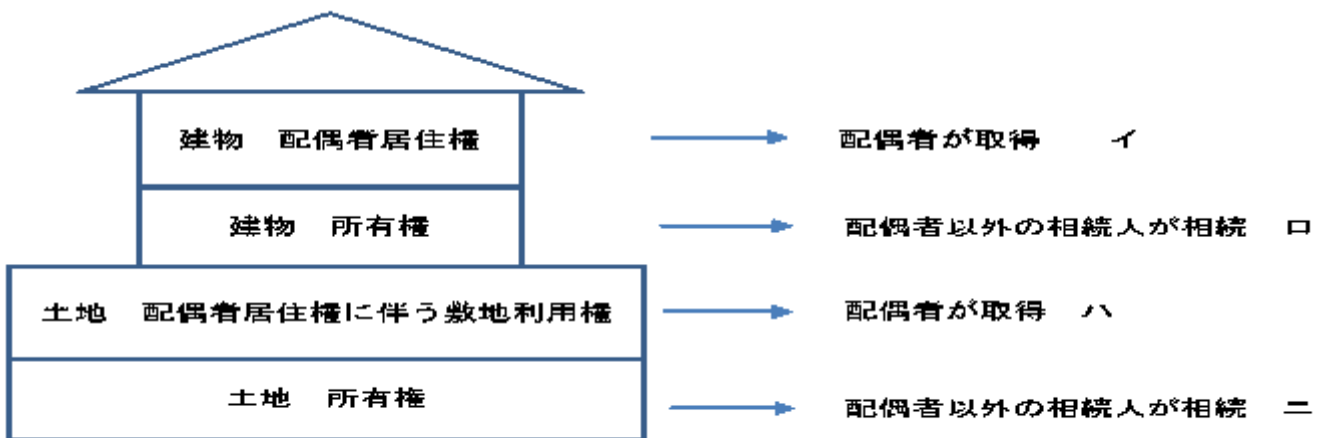
- | |
|-------------------------|
| ① 懸賞や福引の賞金品 |
| ② 競馬や競輪の払戻金 |
| ③ 生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金等 |
| ④ 法人から贈与された金品 |
| ⑤ 遺失物拾得者や埋蔵物発見者の受ける報労金等 |

医療承継

配偶者居住権の相続税評価

平成30年7月に成立・公布された民法改正案において、残された配偶者の生活への配慮の観点から、配偶者が亡くなるまでの終身的居住権を保護するための配偶者居住権（長期居住権）が創設されました（2020年4月1日施行）。

配偶者居住権は遺産分割協議の中でもしくは遺贈により配偶者が取得することが可能となりましたが、当該配偶者居住権と通常の所有権とに相続税評価額が区分され、それぞれに課税されることとなりました。



<建物部分の相続税評価>

イ 配偶者居住権

$$\text{建物の相続税評価額} - \text{建物の相続税評価額} \times \frac{\text{残存耐用年数} - \text{存続年数}}{\text{残存耐用年数}} \times \text{存続年数に応じた民法の法定利率による複利現価率}$$

ロ 配偶者居住権が設定された建物（以下「居住建物」という）の所有権

$$\text{建物の相続税評価額} - \text{配偶者居住権の価額(上記イ)}$$

<土地部分の相続税評価>

ハ 配偶者居住権に基づく居住建物の敷地の利用に関する権利

$$\text{土地等の相続税評価額} - \text{土地等の相続税評価額} \times \text{存続年数に応じた民法の法定利率による複利現価率}$$

ニ 居住建物の敷地の所有権

$$\text{土地等の相続税評価額} - \text{敷地の利用に関する権利の価額(上記ハ)}$$